

子ども・子育て支援法に基づく支給認定(保育の必要性の認定)に関する基準(案)

※従うべき基準と参酌すべき基準の区分は示されていません

項目	国基準案 (平成26年1月15日第11回子ども・子育て会議の対応方針案)		川越市の考え方
<p>保育の 必要性の 事由</p>	<p>右欄のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p>	<p>① 就労</p> <p>・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く) 居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。</p>
		<p>② 妊娠、出産</p>	
		<p>③ 保護者の疾病、障害</p>	
		<p>④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護</p> <p>・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p>	
		<p>⑤ 災害復旧</p>	
		<p>⑥ 求職活動</p> <p>・起業準備を含む</p>	
		<p>⑦ 就学</p> <p>・職業訓練校等における職業訓練を含む</p>	
		<p>⑧ 虐待やDVのおそれがあること</p>	
		<p>⑨ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること</p>	
		<p>⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	

項目	国基準案 (平成26年1月15日第11回子ども・子育て会議の対応方針案)		川越市の考え方
区分 (保育 必要量)	保育標準時間	平均275時間／月 (212時間超・292時間以下) ※1日11時間までの利用に対応	本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。
	保育短時間	平均200時間／月 (212時間以下) ※1日8時間までの利用に対応 就労下限時間 1か月あたり48時間以上64時間以下 ※就労時間の下限を「1か月あたり48時間～64時間以上」以外に設定している市町村においては、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮し、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、対応することが可能	就労下限時間を64時間以上と設定し、下回る就労については、一時預かり事業等に対応するものとする
優先利用	優先利用の対象として考えられる事項 (例示)	① ひとり親家庭 ② 生活保護世帯 (就労による自立支援につながる場合等) ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤ 子どもが障害を有する場合 ⑥ 育児休業明け ・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合 ・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合 ・1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合 ⑦ 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧ 小規模保育事業などの卒園児童 ⑨ その他市町村が定める場合	本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。